

被害状況確認

道路や橋の被害状況、ライフラインの被害状況、建物の被害状況などを把握し、災害対策本部や防災機関へ通報することで2次災害を防ぎ、迅速な救助活動や応急対策をとることができます。

また、避難経路や救援物資の受け入れなどで使用する道路が通行可能かどうか情報共有しておく必要があります。

さらに、情報を地図上に記載することで、視覚的にわかりやすくなり、多数の人が情報を共有できます。

住民

- 家の周囲や避難途中で確認した道路や橋、家屋被害、ブロック塀の倒壊、ライフラインの被害などを自主防災長に報告

自主防災長(区長)

- 住民からの報告を受け、地区全体の被害状況を地図上に書き込み、2次避難所からの連絡員に報告
- 緊急事案は、消防本部または、災害対策本部に報告



イメージ図

緊急
道路陥没で通行止め
(ガス臭、漏水あり)

家屋倒壊
住人は無事である

電柱が倒れており、
通行できない

ブロック塀がたおれており、
通行注意

※地図の準備は、「危機管理課」で行いますので、事前にご相談ください。